

## 岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体取扱要領

平成22年4月1日決裁  
平成31年4月1日改正  
令和2年8月7日改正  
令和3年3月31日改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市上下水道事業部が発注する建設工事に関し、建設事業者の技術力等を結集することにより、確実かつ円滑な施工を確保し、品質に優れた建築物等を建設するため、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、共同企業体とは、大規模であつて技術的難度の高い工事、その他の工事の規模や性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

- 2 共同企業体の結成にあたっては、原則として共同連帯して請け負う共同施工方式（甲型共同企業体）によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、技術的特性から工事を分担して行うことが適正であると岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が認める場合は、分担施工方式（乙型共同企業体）によることができる。

### (対象工事)

第3条 共同企業体を活用できる工事（以下「対象工事」という。）は、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁。以下「一般競争入札等実施要綱」という。）第2条に規定するもののうち、設計金額が3億円以上（橋梁上部工事、電気工事、管工事、プラント電気設備及びプラント機械設備工事については、設計金額1億円以上）のもので、選定委員会が必要と認めるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、工事の内容から、選定委員会が必要と認めたときは、対象工事にすることができる。

### (入札参加等)

第4条 対象工事の発注にあたっては、共同企業体に加え、当該工事を単体で確実かつ円滑に施工しうる者があると選定委員会が認めるときは、その者の参加を認めることができるものとする。

### (構成員の数、資格及び組合せ等)

第5条 共同企業体の構成員の数は、2者以上4者以内とし、工事ごとに選定委員会が決定する。

- 2 共同企業体の構成員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 発注工事に係る業種について、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁）に規定する資格停止期間中でないこと。
- (3) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、選定委員会で定めた要件がある場合には、これを満たすこと。

- 3 共同企業体の構成員の組み合わせは、原則として次のとおりとし、選定委員会が決定する。

- (1) 対象工事が、岐阜市に本店を有する建設業者（以下「市内本店業者」という。）で施工可能なものは、市内本店業者同士の組合せとする。
  - (2) 対象工事が、市内本店業者のみでは施工が困難とされるものは、市内本店業者と市内本店以外の業者との組合せとする。
- 4 一つの対象工事に係る共同企業体の各構成員は、当該対象工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。

（結成方法）

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（出資比率）

第7条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、原則として2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上、4者の場合は15%以上とする。ただし、選定委員会が当該工事の技術的特性により必要と認める場合は、出資比率の最小限度基準を10%以上までに変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第3項に規定する分担施工方式による場合は、構成員の分担する工事の割合とする。

（代表者）

第8条 共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、構成員中で最大の出資比率又は分担する工事の最大の割合の者でなければならない。

（入札参加資格審査の申請及び審査）

第9条 共同企業体は、入札参加資格申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を指定された期限までに岐阜市水道事業及び下水道事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体用）（様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体構成員表（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式第4号）又は特定建設工事共同企業体協定書（乙）（様式第5号）
- (5) その他必要と認める書類

- 2 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者は、共同企業体から前項に規定する書類が提出された場合は、資格審査の後、入札に参加する資格があると認めた共同企業体の代表者に対し、一般競争入札等実施要綱第7条第3項に規定する入札参加資格認定書を交付するものとし、共同企業体が入札に参加できる工事は、入札参加資格認定書に記載された工事に限るものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体取扱基本方針は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に執行する入札について適用し、同日前に執行する入札についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

受 付 印

## 一般競争入札参加資格確認申請書 (特定建設工事共同企業体用)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者  
様

特定建設工事共同企業体

代表構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

連絡先 担 当 者

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

このたび、下記工事の入札に参加するために特定建設工事共同企業体を結成したので、必要書類を添えて入札参加資格の確認を申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 の 名 称

2 工事を行う場所

## 特定建設工事共同企業体構成員表

構成区分	住所及び商号又は名称 代表者名及び電話番号	許可を受けている建設業		
代表 構成員	住所	許可区分	国土交通大臣・知事 特 定	
	商号又は 名称	許可番号		
		許可業種		
	代表者 職氏名 電話番号（     ）     —	許 可 年 月 日	年    月    日	
	経営規模等評価結果通知書		審査基準日	年    月    日
		総合評定値	出資比率	
		点	%	
構成員	住所	許可区分	国土交通大臣・知事 特 定 ・ 一 般	
	商号又は 名称	許可番号		
		許可業種		
	代表者 職氏名 電話番号（     ）     —	許 可 年 月 日	年    月    日	
	経営規模等評価結果通知書		審査基準日	年    月    日
		総合評定値	出資比率	
		点	%	

# 誓 約 書

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

様

特定建設工事共同企業体

代表構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

構 成 員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

工事の入札に際しては、関係法令を遵守します。

なお、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

## 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 岐阜市上下水道事業部発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負契約の履行
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。) と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表構成員 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

構 成 員 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行なうことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表構成員 商号又は名称 %

構 成 員 商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。

ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき、契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、第9条に規定する運営委員会において定めるものとする。

のほか 社は、以上のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書 通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか発注者に1通提出するものとする。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

代表構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

構 成 員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 岐阜市上下水道事業部発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。) と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行なうことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の分担する工事）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担する建設工事について発注者と契約内容の変更等があったときは、それに応じ構成員の分担する工事の変更があるものとする。

建設工事の	工事	商号又は名称
建設工事の	工事	商号又は名称

2 前項に規定する分担工事の価額については、次条に規定する運営委員会において別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 構成員はその分担工事を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な契約の履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を含む構成員が連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(代表者の変更)

第18条 代表者が破産又は解散し、代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、第9条に規定する運営委員会において定めるものとする。

のほか 社は、以上のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書 通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか発注者に1通提出するものとする。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

代 表 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

構 成 員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

岐阜市上下水道事業部発注に係る 建設工事については、 特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、 特定建設工事共同企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

### 記

分担工事額（消費税及び地方消費税分を含む。）

建設工事の	工事	商号又は名称	円
建設工事の	工事	商号又は名称	円

ほか 社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証としてこの協定書 通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか発注者に1通提出するものとする。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

代表者	商号又は名称	代表者職氏名	印
構成員	商号又は名称	代表者職氏名	印